



フタル酸エステル試験方法—
第2部：酸分測定—
フェノールフタレイン滴定法

JIS K 6751-2 : 1999

平成11年4月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

今回の制定では、ISO 1385-4:1977, Phthalate esters for industrial use—Methods of test—Part 4: Determination of acidity to phenolphthalein—Titrimetric methodを基礎とした。

JIS K 6751-2には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) 酸価測定

JIS K 6751は、次に示す部編成となっている。

第1部：一般項目

第2部：酸分測定—フェノールフタレイン滴定法

第3部：エステル分測定—けん化後滴定法

第4部：加熱減量、加熱後酸価及び体積固有抵抗測定

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11.4.20

官 報 公 示：平成 11.4.20

原案作成協力者：社団法人 日本化学工業協会 可塑剤工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

フタル酸エステル試験方法—

K 6751-2 : 1999

第2部：酸分測定—

フェノールフタレイン滴定法

Testing methods for phthalic esters—

Part 2 : Determination of acidity to phenolphthalein—Titrimetric method

序文 この規格は、1977年に第1版として発行されたISO 1385-4, Phthalate esters for industrial use—Methods of test—Part 4 : Determination of acidity to phenolphthalein—Titrimetric methodを元に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、工業用フタル酸エステルのフェノールフタレインを指示薬とした滴定による酸分の測定について規定する。

この規格は、第1部と合わせて利用する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 1385-4 : 1977 Phthalate esters for industrial use—Methods of test—Part 4 : Determination of acidity to phenolphthalein—Titrimetric method

参考1. 従来、JIS K 6751で規定していた酸価の測定方法を、附属書(参考)とした。

2. 酸価は、試料1g中に含有する遊離脂肪酸、樹脂酸などを、中和するために必要とする水酸化カリウムのmg数。酸分は、エステル中の遊離脂肪酸の含有量を求めるもの。

1.A 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS K 8102 エタノール(95)(試薬)

JIS K 8799 フェノールフタレイン(試薬)

2. 原理 溶媒としてエタノールを使用し、水酸化ナトリウム標準溶液、指示薬としてフェノールフタレインを使用して酸分を測定する。

3. 試薬 分析用試薬として認められたもの、蒸留水(JIS K 0557に規定するA3の水)又は同等の純度の水を使用する。

3.1 エタノール(95 vol%) JIS K 8102に規定するもの。

3.2 0.1 mol/l水酸化ナトリウム溶液 JIS K 8001の4.5(19.4)によって調整したもの。

3.3 フェノールフタレイン5 g/lエタノール溶液 JIS K 8799に規定するフェノールフタレイン0.5 gをJIS K